

事務連絡
令和6年4月8日

就労移行支援事業所 管理者 様
就労継続支援 A型事業所 管理者 様
就労継続支援 B型事業所 管理者 様

神戸市福祉局障害者支援課課長
(自立支援事業担当)

就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援 A型・B型）
における在宅でのサービス利用に係る届出について

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、就労移行支援、就労継続支援 A型、就労継続支援 B型（以下、「就労系サービス」）の
在宅でのサービス利用について、問い合わせが多いため、下記の通り取り扱いを再周知しま
す。特に、在宅でのサービス利用をする際は、事前に届出書の提出が必要です。

◆提出書類

「就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用に係る届出書」

◆提出先

利用者の受給者証を発行している区役所・支所の保健福祉課

◆提出方法

郵送

◆その他注意事項

- ・ 在宅利用開始前に必ず届出書を提出してください。届出日以降が在宅でのサービス利用の報酬請求の対象になります。届出年月日は、届出書を提出する日を記載してください。
- ・ 届出書は必ず事業所経由で提出してください。
- ・ 届出書の要件確認（10項目）に、一つでもあてはまらない項目がある場合、在宅利用はできません。制度の詳細や届出の様式は次の市ホームページに掲載しています。

神戸市 HP（ホーム）> 事業者の方へ > 各業種へのご案内 > 障害福祉事業 > 訓練等
給付の各種様式（事業者向け）> 就労系障害福祉サービスでの在宅利用の取扱い

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/shuro/zaitakuriyo_hennko.html

※詳細は、別添の QA をご確認ください。

◆届出書送付先

名称	所在地	電話番号 (代表)
東灘区保健福祉課	〒658-8570 東灘区住吉東町5丁目2-1	841-4131
灘区保健福祉課	〒657-8570 灘区桜口町4丁目2-1	843-7001
中央区保健福祉課	〒651-8570 中央区東町115番地	335-7511
兵庫区保健福祉課	〒652-8570 兵庫区荒田町1丁目21-1	511-2111
北区保健福祉課	〒651-1195 北区鈴蘭台北町1丁目9-1	593-1111
北神区役所保健福祉課	〒651-1302 北区藤原台中町1丁目2-1 北神中央ビル2・4・5階	981-5377
長田区保健福祉課	〒653-8570 長田区北町3丁目4-3	579-2311
須磨区保健福祉課	〒654-8570 須磨区大黒町4丁目1-1	731-4341
北須磨支所保健福祉課	〒654-0195 須磨区中落合2丁目2-5 名谷センタービル	793-1313
垂水区保健福祉課	〒655-8570 垂水区日向1丁目5-1	708-5151
西区保健福祉課	〒651-2295 西区糀台5丁目4-1	940-9501

【問い合わせ先】

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市福祉局障害者支援課 通所支援担当 川口
電話：078-322-5231